3　死因究明の推進は、高齢化の進展、子どもを取り巻く環境の変化等の社会情勢の変化を踏まえつつ、死因究明により得られた知見が疾病の予防及び治療をはじめとする公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されることとなるよう、行われるものとした。（第三条第二項関係）

4　死因究明の推進は、災害、事故、犯罪、虐待その他の市民生活に危害を及ぼす事象が発生した場合における死因究明がその被害の拡大及び予防可能な死亡である場合における再発の防止その他適切な措置の実施に寄与することとなるよう、行われるものとした。（第三条第三項関係）

5　国は、２から４までの基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、死因究明等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとした。（第四条関係）

6　地方公共団体は、基本理念にのっとり、死因究明等に関する施策に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとした。（第五条関係）

7　大学は、基本理念にのっとり、大学における死因究明等に関する人材の育成及び研究を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとした。（第六条関係）

8　国、地方公共団体、大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の死因究明等に関係する者は、死因究明等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならないこととした。（第七条関係）

9　政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこととした。（第八条関係）

10　政府は、毎年、国会に、政府が講じた死因究明等に関する施策について報告しなければならないこととした。（第九条関係）

11　国及び地方公共団体は、死因究明等に関する専門的知識を有する人材を確保することができるよう、医師、歯科医師等の養成課程における死因究明等に関する教育の充実、死因究明等に係る医師、歯科医師等に対する研修その他の死因究明等に係る医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上並びにその適切な処遇の確保に必要な施策を講ずるものとした。（第一〇条第一項関係）

12　国及び地方公共団体は、警察等における死因究明等が正確かつ適切に行われるよう、死因究明等に係る業務に従事する警察官、海上保安官及び海上保安官補等の人材の育成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとした。（第一〇条第二項関係）

13　国及び地方公共団体は、死因究明等に関する専門的教育を受けた人材の確保及び研究の蓄積が精度の高い死因究明等の実施にとって不可欠であることに鑑み、大学等における死因究明等に関する教育研究施設の整備及び充実その他の死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備に必要な施策を講ずるものとした。（第一一条関係）

14　国及び地方公共団体は、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、相互に連携を図りながら協力しつつ、法医学、歯科法医学等に関する知見を活用して死因究明等を行う専門的な機関を全国的に整備するために必要な施策を講ずるものとした。（第一二条関係）

15　国及び地方公共団体は、警察等における死因究明等が正確かつ適切に行われるよう、警察等における死体に係る捜査、検視、死因及び身元を明らかにするための調査等の実施体制の充実に必要な施策を講ずるものとした。（第一三条関係）

16　国及び地方公共団体は、医師等による死体の解剖が死因究明を行うための方法として最も有効な方法であることを踏まえつつ、医師等が行う死因究明が正確かつ適切に行われるよう、医師等による死体の検案及び解剖等の実施体制の充実に必要な施策を講ずるものとした。（第一四条関係）

17　国及び地方公共団体は、死因究明のための死体の科学調査（死因を明らかにするため死体に対して行う病理学的検査、薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他の科学的な調査をいう。以下同じ。）の有用性に鑑み、病理学的検査並びに薬物及び毒物に係る検査の実施体制の整備、死因究明に関係する者の間における死亡時画像診断を活用するための連携協力体制の整備その他の死因究明のための死体の科学調査の活用を図るために必要な施策を講ずるものとした。（第一五条関係）

18　国及び地方公共団体は、身元確認のための死体の科学調査（身元を明らかにするため死体に対して行う遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他の科学的な調査をいう。）が大規模な災害時はもとより平時においても極めて重要であることに鑑み、その充実を図るとともに、歯科診療に関する情報の標準化の促進並びに当該標準化されたデータの複製の作成、蓄積及び管理その他の身元確認に係るデータベースの整備に必要な施策を講ずるものとした。（第一六条関係）

19　国及び地方公共団体は、死因究明等に関する施策の適切な実施に資するよう、死者及びその遺族等の権利利益に配慮しつつ、警察等、法医学に関する専門的な知識経験を有する医師又は歯科医師、診療に従事する医師又は歯科医師、保健師、看護師その他の医療関係者等が死因究明により得られた情報を相互に共有し、及び活用できる体制を構築するために必要な施策を講ずるものとした。（第一七条第一項関係）

20　国及び地方公共団体は、遺族等の心情に十分配慮しつつ、死因究明により得られた情報を適時に、かつ、適切な方法で遺族等に説明することを促進するために必要な施策を講ずるものとした。（第一七条第二項関係）

21　国及び地方公共団体は、死者及びその遺族等の権利利益に配慮して、死因究明等により得られた情報の適切な管理のために必要な施策を講ずるものとした。（第一八条関係）

22　政府は、死因究明等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、死因究明等に関する施策に関する推進計画（以下「死因究明等推進計画」という。）を定めなければならないこととした。（第一九条第一項関係）

23　死因究明等推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとした。（第一九条第二項関係）

㈠　死因究明等の到達すべき水準、死因究明等の施策に関する大綱その他の基本的な事項

㈡　死因究明等に関し講ずべき施策

㈢　㈠及び㈡に掲げるもののほか、死因究明等に関する施策を推進するために必要な事項

24　死因究明等推進計画に定める23の㈡の施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとした。（第一九条第三項関係）

25　厚生労働大臣は、死因究明等推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならないこととした。（第一九条第四項関係）

26　厚生労働大臣は、閣議の決定があったときは、遅滞なく、死因究明等推進計画を公表しなければならないこととした。（第一九条第五項関係）

27　政府は、死因究明等推進計画の円滑な実施を図るため、その実施に要する経費に関し必要な資金を確保するために必要な措置を講ずるものとした。（第一九条第六項関係）

28　政府は、死因究明等に関する施策の進捗状況等を踏まえ、三年に一回、死因究明等推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならないこととした。（第一九条第七項関係）

29　厚生労働省に、特別の機関として、死因究明等推進本部（以下「本部」という。）を置くこととし、本部は、次に掲げる事務をつかさどることとした。（第二〇条関係）

㈠　死因究明等推進計画の案を作成すること。

㈡　死因究明等に関する施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

㈢　㈠及び㈡に掲げるもののほか、死因究明等に関する施策に関する重要事項について調査審議するとともに、死因究明等に関する施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

30　本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができることとした。（第二六条第一項関係）

31　地方公共団体は、その地域の状況に応じて、死因究明等を行う専門的な機関の整備その他の死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価するための死因究明等推進地方協議会を設けるよう努めるものとした。（第三〇条関係）

32　医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度については、別に法律で定めるところによることとした。（第三一条関係）